令和7年度県外販路拡大に向けたビジネスマッチング業務仕様書

1 目的

県内事業者のさらなる販路拡大を図るため、市場規模が拡大している分野での商談会を実施し、県外への販路開拓を加速化させ、新たなビジネスチャンスを創出するものである。

2 委託業務名

令和7年度県外販路拡大に向けたビジネスマッチング業務

3 業務概要

- (1) 共通項目
 - ア 本業務の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動 性を持たせること。
 - イ 受託者は、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業 務に支障が出ないよう必要な人数を配置すること。
 - ウ 独自に提案した企画については、委託者と相談の上、誠実に実施すること。
- (2) 商談会の開催
 - ア バイヤーの招聘
 - (ア) 惣菜及び地域密着型スーパーの2つの分野において、バイヤー(各分野2社以上)を招聘すること。
 - (イ) バイヤーの招聘に当たっては、事業者の販路拡大につながる期待ができるバイヤーを選定すること。
 - (ウ) バイヤーの旅費は負担すること。
 - イ 県内事業者の募集
 - (ア) バイヤーとの事前調整を行い、ニーズについて十分な情報を得て、それに合 致する県内事業者を募集すること。
 - (イ) 県産品の PR 資料等を作成し、事業者の商談を支援すること。
 - ウ 個別商談会の開催
 - (ア) 惣菜及び地域密着型スーパーの各分野で、1回以上、個別商談会を開催する こととし、開催場所は青森県内とすること。
 - (イ) 個別商談会は、原則、対面での開催とし、会場、実施方法は事前に県と調整 すること。また、必要に応じてオンライン型の商談も実施すること。
 - (ウ) 実施にあたり、必要な会場及び資材等の手配を行うこと。
 - エ 商談会の運営
 - (ア)会場の設置撤去、看板の掲示、座席図、試食品の試食に必要な備品等、商談会運営のために必要な資材等をまとめた運営マニュアルを作成すること。
 - (イ) 商談会が円滑に進むよう適切な人員を配置し、時間管理など、進行管理を行うこと。

オ 産地訪問の実施

- (ア) 必要に応じて、商談会のほか、産地訪問も行い、実施方法は県と協議すること。
- (イ)産地訪問の実施に当たっては、車両を手配し、効率的に産地訪問が行われるよう行程表を作成すること。
- カ チラシの作成、発送
 - (ア) 事業者募集用のチラシデータを作成し、周知すること。
 - (イ) バイヤー募集用のチラシデータを作成し、周知すること。
- キ 結果とりまとめ及び成約状況の追跡調査
- (ア)事業の効果検証のため、参加バイヤー及び事業者に対しアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容については県と調整すること。
- (イ) 商談会の結果を取りまとめること。また、成約状況の追跡調査も実施すること。
- (ウ) バイヤーからの商品に対する意見を取りまとめた実施結果報告書を作成し、 商談会に参加した事業者へ今後の商談に活かせるよう指導・助言を行うこと。
- ク 業務計画表の作成
 - (ア) 本業務の実施に当たり業務計画表を作成すること。
 - (イ)業務計画表の作成に当たっては、実施の際に県と協議の上作成すること。
- (3) 事業実績報告

報告書の作成

4 委託業務の条件

(1) 経費

本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。 ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議 の上、業務の一部を委託することができる。

(3)権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に 移転することとする。

(4)機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、 第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、青森県個人情報の保護に関する条例(令和5年3月青森県条例第3号)、知事が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱(令和6年5月8日改正)を遵守しなければならない。

(6) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物」という。)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日(金)まで

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。